(1) 令和5年度一般会計、特別会計歳出予算目の区分表

- 1 本表のうち()内の科目は、同一種類の「目」を包括して表現したものであり、 *印のあるものは、特別会計特有のものである。
- 2 目番号は、予算書に付したコード番号のうち、下2桁の番号である。
- 3 説明欄に記載している法律名、条項等については、改正等により異同を生ずる場合がある。

P			
目 番号		目	説明
01	議員	歳費	衆議院及び参議院の議長、副議長及び議員の歳費、期末手当 ⑤国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律 第1条・ 11条の2
02	職員基政府開発援	本 給助職員基	
	02-01	職員俸給	一般職及び特別職の定員職員に対する俸給、給料又は報酬並び に俸給の調整額
	02-03	扶 養 手 当 地 域 手 当	一般職及び特別職の定員職員に対する扶養手当 一般職及び特別職の定員職員に対する地域手当
03	職員 諸 政府開発援 手当		
	03-01	管理職手当	一般職及び特別職の定員職員に対する俸給又は給料の特別調整 額
	03-02	初任給調整手当	一般職及び特別職の定員職員に対する初任給調整手当
	03-03	通 勤 手 当	一般職及び特別職の定員職員に対する通勤手当
	03-04	特殊勤務手当	一般職及び特別職の定員職員に対する特殊勤務手当
	03-05	特地勤務手当	一般職及び特別職の定員職員に対する特地勤務手当及び特地勤 務手当に準ずる手当
	03-06	宿日直手当	一般職及び特別職の常勤職員に対する宿日直手当
	03-07	期 末 手 当	一般職及び特別職の定員職員に対する期末手当
	03-08	勤 勉 手 当	一般職及び特別職の定員職員に対する勤勉手当
	03-10	寒冷地手当	一般職及び特別職の定員職員に対する寒冷地手当
	03-11	住 居 手 当	一般職及び特別職の定員職員に対する住居手当
	03-12	単身赴任手当	一般職及び特別職の定員職員に対する単身赴任手当
		管理職員特別勤務 手当	一般職及び特別職の定員職員に対する管理職員特別勤務手当
	03-17	広域異動手当	一般職及び特別職の定員職員に対する広域異動手当
		専門スタッフ職調 整手当	一般職及び特別職の定員職員に対する専門スタッフ職調整手当
		本府省業務調整手 当	一般職及び特別職の定員職員に対する本府省業務調整手当
	03-20	警 備 手 当	裁判長又は裁判官の命を受けた裁判所職員がその職務執行に危 険を伴う場合に支給する手当
			◎法廷等の秩序維持に関する法律

目 番号	目	説明
	03-26 国際平和協力手当	○法廷の秩序維持等にあたる裁判所職員に関する規則 裁判所職員に対する特別警備手当の支給に関する規程 第1条 国際平和協力業務に従事する者に対して支給する手当 ◎国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律 第17 条 ○南スーダン国際平和協力隊の設置等に関する政令 第3 条
	03-30 航 空 手 当 当 当 当 3 当 3 3 4 5 5 6 5 6 5 6 5 6 5 6 5 6 6 6 6 6 6 6	条 防衛省の自衛官に対する航空手当、乗組手当、落下傘隊員手当、特別警備隊員手当、特殊作戦隊員手当、航海手当及び営外手当 ⑥防衛省の職員の給与等に関する法律 第16~18条 ⑥防衛省の職員の給与等に関する法律施行令 第11条の 3・11条の4・12条・12条の2~4 防衛省職員給与施行細則 第3条の3~5・30・31条 在外公館に勤務する外務公務員に対する在勤基本手当、配偶者 手当、館長代理手当、特殊語学手当、住居手当、研修員手当、 子女教育手当 ⑥外務公務員法 第13条 ○在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務 公務員の給与に関する法律 第2・5・6・10・12・13
04	203-47 子女教育手当超過勤務手当	条・15条の2・16・18・19条 一般職及び特別職の定員職員に対する超過勤務手当、休日給及 び夜勤手当
05	議 員 秘 書 手 当	国会議員の秘書に対する給料、通勤手当、期末手当、勤勉手当及び住居手当 ②特別職の職員の給与に関する法律 第12条 ○国会議員の秘書の給与等に関する法律 第3・10・11・14・15条 国会議員の秘書の給与の支給等に関する規程 国会法 第132条
	(委員手当) 委員手当 ○ 委員手当 会員手当 日本芸術院会員手当 日本学士院会員年金	委員会、審議会等の一般職及び特別職の非常勤の委員等(顧問若しくは参与の職にある者又は人事院の指定するこれらに準ずる職にある者を含む。)及び特別職の職員の給与に関する法律第4条に規定する者に対する手当並びに日本学士院会員、日本芸術院会員に対する年金。ただし、常勤の国家公務員(教育公務員を除く。)の兼職の者を除く。(国家公務員法第101条) ②国家公務員法 第63条 ○一般職の職員の給与に関する法律 第22条第1項 非常勤職員の給与(人事院規則9-1) ○司法試験法 第13・15条

目 番号	Ħ	説明
		 ◎特別職の職員の給与に関する法律 第4・9・14条 ◎裁判所職員臨時措置法 本則第3号 ○一般職の職員の給与に関する法律 第22条第1項 ◎文部科学省設置法 第23条第4項 ○日本芸術院会員年金支給規則 ◎日本学士院法 第9条
	非常勤職員手当統計調査員手当 ○ 員 手 当	 ○日本学士院会員年金支給規則 一般職の非常勤職員及びこれらに準ずる特別職の職員等に対する給与(非常勤職員で委員手当を受ける者を除く。) ◎国家公務員法 第63条 ○一般職の職員の給与に関する法律 第22条第1項・2項非常勤職員の給与(人事院規則9-1) ◎特別職の職員の給与に関する法律 第11条
		 ○国会職員法 第25条 国会職員の給与等に関する規程 第15条 ◎裁判所職員臨時措置法 本則第3号 ○一般職の職員の給与に関する法律 第22条第2項 ◎防衛省の職員の給与等に関する法律 第26条 ○一般職の職員の給与に関する法律 第22条第2項
	予備隊員手当	防衛省における予備自衛官、即応予備自衛官及び予備自衛官補に対する手当 ⑤防衛省の職員の給与等に関する法律 第24条の3~7 ○防衛省の職員の給与等に関する法律施行令 第17条の11 ~15
	退 職 手 当	1. 退職した職員に対する退職手当 ②国家公務員退職手当法 ○国家公務員退職手当法施行令 ③防衛省の職員の給与等に関する法律 第28条の2・28条の3 ○防衛省の職員の給与等に関する法律施行令 第25条の2 ③最高裁判所裁判官退職手当特例法 2. 防衛省における自衛官に対する特別退職手当 ⑤防衛省の職員の給与等に関する法律 第28条
	議員秘書退職手当	○防衛省の職員の給与等に関する法律施行令 第25条国会議員の秘書に対する退職手当◎国会議員の秘書の給与等に関する法律 第19条○国会議員の秘書の退職手当支給規程
	政府職員等失業者退職手当	退職者で失業中の者に対し、公共職業安定所で支給する退職手当
	児 童 手 当 待 命 職 員 給 与	○失業者の退職手当支給規則国家公務員に対する児童手当◎児童手当法 第4・17条・18条第4項・附則第2条大使、公使の待命者に対する給与

目 番号	目	説明
ш .		◎外務公務員法 第12条
	常勤職員給与	昭和37年1月19日閣議決定(昭和37年度の定員外職員の定員繰
	114 253 154 25 7/H 4	入れに伴う措置について)に基づき常勤職員給与から給与を支
		弁すべきものとされた職員(職員定数については財務省主計局
		及び内閣官房内閣人事局と協議)に対する給与(俸給、扶養手
		当、地域手当、通勤手当、特殊勤務手当、特地勤務手当、期末
		手当、勤勉手当、寒冷地手当、住居手当、単身赴任手当、広域
		異動手当及び超過勤務手当)
		◎一般職の職員の給与に関する法律
		○定員外職員の常勤化の防止について(昭和36.2.28 閣
		議決定)
		〇昭和37年度の定員外職員の定員繰入れに伴う措置につい
		て(昭和37.1.19 閣議決定)
	現地補助員給与	在外公館において現地で採用する補助員に対する給与
	政府開発援助現地補	
	助員給与	
	休 職 者 給 与	休職者に対する給与
		◎国家公務員法 第80条第4項・附則第7条
		○一般職の職員の給与に関する法律 第23条
		休職者の給与(人事院規則 9 -13)
		○国家公務員の寒冷地手当に関する法律 第1・2条 第2世 5 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2
		寒冷地手当支給規則 ②特別職の職員の給与に関する法律 第10・11条
		○何別職の職員の福寺に関する法律 第10・11宋○国会職員法 第26条
		国会職員伝 第20米 国会職員の給与等に関する規程 第14条
		◎裁判所職員臨時措置法 本則第3・4号
		○一般職の職員の給与に関する法律 第23条
		裁判所職員に関する臨時措置規則
		○国家公務員の寒冷地手当に関する法律 第1・2条
		寒冷地手当支給規程
		◎防衛省の職員の給与等に関する法律 第23条
		○防衛省の職員の給与等に関する法律施行令 第17条の10
		○国家公務員の寒冷地手当に関する法律 第5条
		防衛省の職員に対する寒冷地手当支給規則
	国際機関等派遣職員	国際協力等の目的で国際機関、外国政府の機関等に派遣される
	給与	職員及び専ら教授等の業務を行うため、法科大学院に派遣され
		る検察官等に対する給与(俸給、扶養手当、地域手当、広域異
		動手当、研究員調整手当、住居手当、営外手当及び期末手当)
		◎国際機関等に派遣される一般職の国家公務員の処遇等に関
		する法律 第5条
		○職員の国際機関等への派遣(人事院規則18-0) ◎特別職の職員の給与に関する法律 第11条
		○特別職の職員の粘子に関する法律 第11宋○国際機関等に派遣される防衛省の職員の処遇等に関する法
		●国際機関寺に派遣される防衛者の職員の処西寺に関する伝 律 第5条
		〒 切∪木

目 番号	目			 説	明
田万			法律施行令 ③法科大学院への 務員の派遣に関 ○検察官その(24-0) ③福島復興の公益・ 事院規の公益・ 事院規の公益・ 推進機構への ○令和7年に開催 必要な特別措置	第5条 ○裁判官及び検察 掲する法律 第13 也の職員の法科大 ・ 別措置法 第48 ・ 対団法人福島相双 一69) ・ 対団法人に国法人福島イノ規 ・ 対対では、 国際博覧 ・ 対対である法律	文学院への派遣(人事院規則 条の5、第89条の5 復興推進機構への派遣(人 ベーション・コースト構想 則1-74) 会の準備及び運営のために 第27条
	存 □土田□ #L 75 □ □ □ ^ ^	H			F措法第14条第1項の規定に の派遣(人事院規則 1 -72)
	短時間勤務職員給	-			
	05-00 定年前	-	間勤務 では は は は は は は は は は は は は は は は は は は	用される職員に対 総合の特別勉、当手手動 の場所を の場所を の場所を ののはのののでののでのででででででででいる。 ののででででででいる。 ののでででででいる。 ののででででいる。 ののでででできる。 ののでででできる。 ののででできる。 ののででできる。 ののででできる。 ののででできる。 ののででできる。 ののででできる。 ののででできる。 ののででできる。 ののででできる。 ののででできる。 ののででできる。 ののででできる。 ののででできる。 ののででできる。 ののでできる。 ののでできる。 ののででできる。 ののででできる。 ののででできる。 ののででできる。 ののででできる。 ののでできる。 ののでできる。 ののでできる。 ののでできる。 ののでできる。 ののでできる。 ののでできる。 ののでできる。 ののでできる。 ののでできる。 ののでできる。 ののでできる。 ののでできる。 ののでできる。 ののでできる。 ののでできる。 ののでできる。 ののでできる。 ののででできる。 ののででできる。 ののででできる。 ののででできる。 ののででできる。 ののででできる。 ののででできる。 ののでででできる。 ののででででできる。 ののでででできる。 ののででできる。 ののででできる。 ののででででででででででででででででででででででででででででででででででで	法律 第8・10条・10条の 条の3・11条の8・12条・ 条の2・19条の3・19条の 律 第11条 条 程 第1条・6条の2・6 条の3・7条の4・9条
	05-01 暫定再 勤務職	任用短時間 員給与	定年退職者等で、一務の官職に保持の事態に存出、 地域手当、期域を手当、広、超務手当、広、超務手当、、成超員 一般職の職員 で、一務の事でで、一緒の事業を表す。 一般職の職員	一年を超えな対し、 を対し、 を対し、 を対し、 を対し、 を対し、 を対し、 を対し、 を対し、 をは、 をは、 をは、 をは、 をは、 の、 の、 の、 の、 の、 の、 の、 の、 の、 の	囲内で任期を定め短時間勤給与(俸給、俸給の調整額、手当、特殊勤務手当、宿日赴任手当、管理職員特別勤フ職調整手当、本府省業務び夜勤手当)

目 番号	目	説明
<u>т</u> ,		12条の2・13・16~18条・19条の2・19条の3・19条の
		4・19条の7・19条の8
		○特別職の職員の給与に関する法律 第11条
		○国会職員法 第15条の7・25条
		国会職員法及び国家公務員退職手当法の一部を改正する
		法律(令和3年6月11日法律第62号) 附則第4~7条
		国会職員の給与等に関する規程 第1条・6条の2・6
		条の4・7条・7条の2・7条の3・7条の4・9条
		◎国家公務員法等の一部を改正する法律(令和3年6月11日
		法律第61号) 附則第9~12条
		○防衛省の職員の給与等に関する法律 第9条・11条の
		2・11条の3・14条・18条の2・22条の2
	05-02 任期付短時間勤務	育児短時間勤務職員が処理することが困難となる業務と同一の
	職員給与	業務を行う官職に採用される職員に対する給与(俸給、俸給の
		調整額、地域手当、俸給の特別調整額、初任給調整手当、通勤
		手当、特殊勤務手当、特地勤務手当及び特地勤務手当に準ずる
		手当、宿日直手当、期末手当、勤勉手当、管理職員特別勤務手
		当、広域異動手当、専門スタッフ職調整手当、研究員調整手当、
		本府省業務調整手当、超過勤務手当、休日給及び夜勤手当)
		◎国家公務員の育児休業等に関する法律 第23・24・27条
		◎国会職員の育児休業等に関する法律 第19条
		○育児短時間勤務国会職員等についての国会職員の給与等に関する規程等の特例に関する規程 第5条
	旧外地職員給与費	に関する別性等の特別に関する別性 第5条 旧外地官署の職員に対する給与
	山外地瞰貝和子貝	□ □ □ □ □ □ □ □ □ □
	駐留軍等労働者特別	駐留軍等労働者に対する特別協定に基づく給与(基本給、地域
	協定給与	手当、扶養手当、夏季手当、年末手当、退職手当、通勤手当、
	337, 2.11.	住居手当、時間外勤務給等の全部又は一部)
		◎日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条
		約第6条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆
		国軍隊の地位に関する協定第24条についての新たな特別の
		措置に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定
	駐留軍等労働者地位	駐留軍等労働者に対する給与(格差給の廃止等に伴う在職者に
	協定給与	対する経過措置等)
	弔 慰 金	国会議員が在職中に死亡した場合、その遺族に支給する弔慰金
		◎国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律 第12条
	特別弔慰金	乗員たる自衛官がジェット機に搭乗し死亡した場合、その遺族
		に支給する弔慰金 (四万つのケけばケニックグの日)
	八水以中华岭曲	○特別弔慰金に関する訓令(昭和33年防衛庁訓令第33号)
	公務災害補償費	1.職員の公務上の災害(負傷、疾病、障害又は死亡をいい、
		「通勤による災害」において同じ。) 又は通勤による災害(以下「公務等による災害」という。) に対する補償費(ただし、
		ト「公務寺による灰香」という。」に対する補負貨(たたし、 船員保険法の適用を受ける職員、未帰還者留守家族等援護法
		船員保険法の適用を受ける職員、木畑遠有留寸家族寺抜護法 に規定する未帰還者である職員を除く。)
		に尻足りの小巾座日じめる啾貝を防へ。丿

目 番号	目	説明	
		2. 公務等による災害を受けた職員に対する義	肢、義眼等の福
		祉費	
		3. 国会議員及び国会議員秘書の公務等による	災害に対する補
		(首書) (本日本 - 1900年)	
		◎国家公務員法 第93条	タの9.19タ.
		○国家公務員災害補償法 第10・12条・12 14条の2・15・18条・20条の2・20条の	
		職員の災害補償 (人事院規則16-0)	3、22未
		在外公館に勤務する職員、船員である職	員等に係る災害
		補償の特例(人事院規則16-2)	7 4 T PI 9 7 E
		災害を受けた職員の福祉事業(人事院規	則16-3)
		補償及び福祉事業の実施(人事院規則16	-4)
		災害補償制度の運用について(職厚905昭 務総長)	和48年人事院事
		○労働基準法等の施行に伴う政府職員に係	る給与の応急措
		置に関する法律	S WH 3 45 WHY 11H
		労働基準法等の施行に伴う政府職員に係	る給与の応急措
		置に関する法律による給与支給準則(F	四和22年給発第
		1327号)	
		◎特別職の職員の給与に関する法律 第15条	
		○国家公務員災害補償法	
		◎国会職員法 第26条の2	
		○国会職員の給与等に関する規程 第17条	
		国会職員の公務上の災害及び通勤による 償に関する件(昭和29年両院議長協議決	
		◎裁判官の災害補償に関する法律 本則	<i>Æ</i> /
		◎裁判所職員臨時措置法 本則第5号	
		○国家公務員災害補償法	
		○裁判所職員に関する臨時措置規則	
		◎防衛省の職員の給与等に関する法律 第27	条
		○防衛省職員の災害補償に関する政令	
		防衛省職員の災害補償に関する省令	
		○国家公務員災害補償法	
		防衛省職員療養及び補償実施規則	计
		◎国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する3	佐伴 第12条の
		3 ○国会議員の公務上の災害に対する補償等	に関する担程
		○国会議員の秘書の給与等に関する法律 第	
		○国会議員の秘書の公務上の災害及び通勤	
		する補償等に関する規程	
06	〔雑給与の類〕		
	(諸 謝 金)		
	諸 謝 金	1. 国の事務、事業及び試験研究等を委嘱され	
	○ ○ 謝 金	等に対する報酬及び謝金(調査、講演、執筆	、作業、研究、

目 番号	目	説明
	(給 与)	協力等に対する報酬及び謝金) ②一般職の職員の給与に関する法律 第1・3条 ○謝金の取扱について(昭和27年給実甲第57号) 2. 弁護人謝金
	外国人留学生給与 政府開発援助外国人 留学生給与 (手	日本国政府が招致した国費外国人留学生に支給する給与
	自衛官候補生手当 学 生 手 当 生 徒 手 当	自衛官候補生、防衛大学校・防衛医科大学校の学生、陸上自衛 隊高等工科学校の生徒に対する手当 ⑤防衛省の職員の給与等に関する法律 第24条の2・25条・
	如此 <i>京老儿</i> 分类 <i>几</i>	25条の2 ○防衛省の職員の給与等に関する法律施行令 第17条の10 の2・18条・18条の2・19条
	被収容者作業死傷手当	受刑者が作業を行うに際して、死傷した場合に支給する死亡手 当及び障害手当 ②刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律 第100 条 ○刑事施設及び被収容者の処遇に関する規則 第61~63条
	矯正教育死傷手当	少年院の被収容者が矯正教育を受けるに際して、死傷した場合に支給する死亡手当及び障害手当 ②少年院法 第42条 ○少年院法施行規則 第28条
	職業補導死傷手当	婦人補導院の被収容者が職業補導を受けるに際して、死傷した場合に支給する死亡手当、障害手当等 ◎婦人補導院法 第12条 ○婦人補導院処遇規則 第25条
	就職促進手当	1. 就職指導を受けている中高年齢等の失業者、駐留軍関係離職者、沖縄における特定の離職者、漁業離職者等に対する手当(雇用保険求職者給付を受けている者を除く。) 2. 公共職業安定所長の指示した公共職業訓練施設の行う職業訓練を受講するため待期している中高年齢等の求職者、特定漁業離職者等に対する手当(雇用保険求職者給付を受けている者を除く。) ②労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律第18条 〇労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律施行規則第1条の4・附則第2条
	(賞金、報償金) ○ ○ 賞 金	1. 国内において植物、森林、緑地、造園、自然保護等に係る研究、技術の開発その他の「みどり」に関する学術上の顕著な功績のあった個人に対して授与する賞金

目 番号	Ħ	説明
		2. 日本学士院法第8条に基づき特に優れた論文、著書、その他の研究業績に対して授与する賞金 3. 芸術選奨等の受賞者に対して授与する賞金 4. 日本芸術院授賞規則第1条に基づき卓越した芸術作品、又は芸術の進歩に貢献する顕著な業績ありと認められた者に対して授与する賞金
	 褒 賞 金	して反子りる真並 1. 警察官、海上保安官等が職務の執行に当たり、危害を加え
	〇〇褒賞金	られ、そのため死亡し又は著しい身体障害が残ることとなった場合等に、その警察官等に対して授与する褒賞金 2. 日本伝統工芸展出品作品中特に優秀と認められた者に対して授与する褒賞金
	*	3. 技能者表彰規程に基づき特に優秀と認められた者に対して 授与する褒賞金
	報	労働保険事務組合が納付すべき保険料について、その納付の状況が著しく良好である同事務組合に対して交付する報奨金 ②失業保険法及び労働者災害補償保険法の一部を改正する法 律及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の施行に伴 う関係法律の整備等に関する法律 第23条
	自衛官任用一時金	任期制自衛官に対し支給する一時金 ⑤防衛省の職員の給与等に関する法律 第26条の2 ○防衛省の職員の給与等に関する法律施行令 第19条の2
	即応予備自衛官勤続報奨金	即応予備自衛官がその任用期間のうち防衛省令で定める期間以上在職し、かつ、良好な成績で勤務したときに支給する報奨金 ②自衛隊法 第75条の7 ○自衛隊法施行規則 第86条の2・第86条の3
	(給付金)	
	修 習 給 付 金	司法修習生に対し支給する修習給付金 ◎裁判所法 第67条の 2 ○司法修習生の修習給付金の給付に関する規則
	拉致被害者等給付金及滞在援助金	□ 立てに関する場合では関する場合では関する場合では ・ □ 立致被害者等に対して支給する給付金等 □ ① 北朝鮮当局によって拉致された被害者等の支援に関する法 ・ 律 第5条
	犯罪被害給付金	1. 人の生命又は身体を害する犯罪行為により、不慮の死を遂げた者の遺族又は重傷病を負い若しくは障害が残った者に対して支給する給付金 ②犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律 第3条
		◎国外犯罪被害弔慰金等の支給に関する法律 第3条2. オウム真理教によるテロリズム等の犯罪行為により死亡した者の遺族又は障害が残り若しくは傷病を負った者に対して支給する給付金◎オウム真理教犯罪被害者等を救済するための給付金の支給に関する法律 第3条

目 番号	目	説明
	自衛官若年定年退職	若年定年により退職した防衛省の自衛官に対して支給する給付
	者給付金	金
		◎防衛省の職員の給与等に関する法律 第27条の 2
	予備自衛官等任用推	1. 自衛隊法に基づく予備自衛官及び即応予備自衛官を雇用す
	進給付金	る企業等に対し支給する給付金
		◎自衛隊法 第73条の3・75条の8
	数去训练员修修儿人	2. 即応予備自衛官を雇用する企業等に対し支給する給付金
	教育訓練履修給付金	防衛大学校、防衛医科大学校等において教育訓練を受ける外国
		人に対して支給する給付金 ◎自衛隊法 第100条の 2
	 特 別 給 付 金	受日衛隊伝 第100米の2 駐留軍関係離職者等に対して支給する特別給付金
		◎駐留軍関係離職者等臨時措置法 第2・15~17条
		○駐留軍関係離職者等臨時措置法施行令 第8~13条
		監留軍関係離職者等臨時措置法に基づく特別給付金の支
		給に関する省令
	証人等被害給付金	刑事事件の証人等に対する被害給付金
		◎証人等の被害についての給付に関する法律 第3条
	保護観察対象者等職	保護観察所の長から保護観察対象者等の雇用やそれに伴う指
	業補導給付金	導・支援を依頼された協力雇用主に対して支給する給付金
	職業転換等特別給付	1. 中高年齢等の失業者及び広域職業紹介に係る失業者、駐留
	金	軍関係離職者、沖縄における特定の離職者、漁業離職者等に
		対する移転費、求職活動支援費の給付等
		2. 駐留軍関係離職者、沖縄における特定の離職者、漁業離職
		者等に対する就業支度金の給付
		3. 中高年齢等の失業者及び広域職業紹介に係る失業者、駐留
		軍関係離職者、沖縄における特定の離職者、漁業離職者等で
		就職が特に困難な者を雇用する事業主に対する特定求職者雇
		用開発助成金の給付
		4. 駐留軍関係離職者、沖縄における特定の離職者に対する訓
		練手当の給付 5. 駐留軍関係離職者、沖縄における特定の離職者について職
		3. 紅笛単関係離城有、仲縄にわける特定の離城有について職場適応訓練を実施する事業主に対する職場適応訓練費の給付
		◎労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職
		業生活の充実等に関する法律 第18条
		○ 労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び
		職業生活の充実等に関する法律施行規則 第2~6条・
		6条の2・附則第2条
	新型インフルエンザ	新型インフルエンザ予防接種による健康被害者に対して支給す
	予防接種健康被害給	る給付金
	付金	◎新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救済に関す
		る特別措置法 第3~5条
	協力援助者災害給付	海上保安官に協力援助した者等の災害給付金
	金	◎海上保安官に協力援助した者等の災害給付に関する法律

目 番号	目	説明
	船員離職者職業転換 等給付金	1. 特定の船員離職者等に対する就職促進手当等 2. 特定の船員離職者等を雇用する事業主に対する雇用奨励金の給付 ③漁業経営の改善及び再建整備に関する特別措置法 第13条 ③国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法 第7条 ③船員の雇用の促進に関する特別措置法 第3条 ③本州四国連絡橋の建設に伴う一般旅客定期航路事業等に関する特別措置法 第20条
	* 労働者安全衛生確保 給付金	社会復帰促進等事業として新型コロナウイルス感染症に関する 母性健康管理措置による休暇制度を導入する事業主に対して支 給する助成金 ②労働者災害補償保険法 第29条
	* 労 災 援 護 給 付 金	業務災害又は通勤災害を受けた労働者又はその遺族に対する特別支給金の支給等 ②労働者災害補償保険法 第29条 ○労働者災害補償保険特別支給金支給規則 第3~5条・5条の2・7~11条
	補装具等支給費	業務災害又は通勤災害により四肢喪失又は機能障害等の残った 労働者に対する社会復帰促進等事業として義肢等の支給を行う ための経費 ②労働者災害補償保険法 第29条
	[*] 雇用安定等給付金	雇用保険法に基づく雇用安定事業として事業主に対して支給する雇用調整助成金等 ◎雇用保険法 第62・63条 ○雇用保険法施行規則 第102条の2~5・109・110・110 条の3・110条の4・111~116・118・118条の2・124・125条
	* 職業訓練受講給付金	認定職業訓練等を受講する特定求職者に対して支給する給付金 ◎職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する 法律 第7条 ◎雇用保険法 第64条
	* 認定職業訓練実施奨 励金	 ②雇用保険法 第64条 認定職業訓練を行う者に対して支給する奨励金 ③職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律 第5条 ○職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律施行規則 第7条 ◎雇用保険法 第64条
	(賞 与 金) 被収容者作業報奨金	受刑者のうち作業についた者に対して支給する報奨金 ②刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律 第 98・99条

目 番号	目	説明
	職業能力習得報奨金	少年院の被収容者のうち職業指導についた者に対して支給する
		報奨金
		◎少年院法 第25条
	職業補導賞与金	婦人補導院の被収容者のうち職業補導についた者に対して支給
		する賞与金
		◎婦人補導院法 第4条
	 (援 護 費)	○婦人補導院処遇規則 第24条
	(1g	 未帰還者の留守家族に対する留守家族手当、葬祭料、遺骨引取
		経費並びに未帰還者の帰郷旅費、障害一時金及び旧法による未
		支給給与
		◎未帰還者留守家族等援護法 第5・15~17・26条・附則第
		20項
	戦傷病者特別援護費	1. 戦傷病者に対する療養給付費及び療養手当
		2. 戦傷病者が死亡した場合その遺族に支給する葬祭費
		3. 肢体不自由の状態にある戦傷病者の更生医療費及びその者
		に支給する補装具及び修理費
	*	◎戦傷病者特別援護法 第9~22条
	党 災就学等援護費	1.業務上又は通勤により死亡した労働者等の子弟等で学校教
		育法第1条に規定する学校及び同法第124条に規定する専修
		学校に在学する場合並びに職業能力開発促進法に規定する公
		共職業能力開発施設等に在校する場合において学資の支弁が
		困難であると認められる者に対して支給する就学援護金 2.業務上又は通勤により死亡した労働者等の子弟等で、当該
		2. 未傍工又は週勤により死亡した力働有寺の丁炉寺で、ヨ該 家族の就労のため幼稚園、保育所等に預ける必要があるもの
		に対して支給する就労保育援護金
	 (給 与 金)	
	国宝重要文化財出陳	 国の行う公開の用に供するため重要文化財を出品した者に支給
	給与金	する給与金
		◎文化財保護法 第50条第2項
	入 所 者 給 与 金	国立ハンセン病療養所の入所者に対する給与金
	国立ハンセン病療養	1. 国立ハンセン病療養所の退所者等に対する給与金
	所退所者等給与金及	2. 特定配偶者等に対する支援金
	特定配偶者等支援金	
	食事費給与金	更生保護の措置により一時保護を受ける者に対する食事費の給
		与金
		◎更生保護法 第62・85条
		○犯罪をした者及び非行のある少年に対する社会内における る処遇に関する規則 第65条第2号・第116条第2号
		○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○
		観察等に関する法律 第112条
	 引 揚 者 給 与 費	1. 引揚者に対する自立支度金
	V1 400 H / H / K	2. 永住帰国した中国残留邦人等に対する一時金
	<u> </u>	*** = ** = * = * = ** = ** = ** * * * *

目 番号	目	説明
	未帰還者特別措置費	 ◎中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第7・13条 ○中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行規則 3. 引揚者に対する養父母等扶養費支払援助金及び療養費並びに一時帰国経験の引揚者に対する帰郷雑費 4. 一時帰国者に対する帰郷雑費及び療養費 未帰還者が戦時死亡宣告を受けたとき、その遺族に対して支給
	*	する R 慰料 ②未帰還者に関する特別措置法 第3条 炭鉱災害による一酸化炭素中毒症について、労働者災害補償保 険法の規定による療養補償給付を受けている被災労働者等で、 常時介護を必要とする者に対して支給する介護料 ③労働者災害補償保険法等の一部を改正する法律(平成7年 法律第35号) 附則第8条
07	〔報 償 費 の 類〕報 償 費水防功労者等報償費	国が、国の事務又は事業を円滑かつ効果的に遂行するため、当面の任務と状況に応じその都度の判断で最も適当と認められる方法により機動的に使用する経費(例えば国の事務又は事業に関し功労があった者等に対し、特にその労苦に報い更にそのような寄与を奨励することを適当と認める場合において使用する経費又は部外の協力者に対して謝礼的又は代償的な意味において使用する経費)
08	褒賞品費 ○○褒賞品費 「旅費の類」 議員旅費	功労者等被表彰者に対する記念品等の代価 1. 国会議員に支給する派遣及び国政調査の旅費
		2. 衆議院及び参議院の議長視察旅費3. 外国旅行者の死亡手当◎国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律 第8条○国会議員の歳費、旅費及び手当等支給規程
	議員調査研究広報滞 在費	国会議員に支給する調査研究広報滞在費 ②国会法 第38条 ②国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律 第9条
	議 会 雑 費	衆議院及び参議院の役員及び特別委員長並びに参議院の調査会 長並びに各議院の憲法審査会の会長及び情報監視審査会の会長 に対する議会雑費(国会開会中に限る。) ⑤国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律 第8条の 2
	職務雑費	○国会議員の歳費、旅費及び手当等支給規程 第10条 裁判官訴追委員会の委員長及び裁判官弾劾裁判所の裁判長に対 する職務雑費(国会開会中に限る。)

目 番号	目	説明
		◎裁判官弾劾法 第5条第10項・16条第9項○裁判官訴追委員旅費及び職務雑費支給規程○裁判官弾劾裁判所裁判員旅費及び職務雑費支給規程
	(職員旅費)	○然刊日净勿然刊用级刊泉州县及□城份和县久相观任
	職員旅費	1. 常勤の職員に支給する調査、検査、指導、連絡、監督及び護送等の旅費
	○○調査旅費	2. 常勤の職員の研修、講習等のために支給する旅費
	検 査 旅 費 ○ ○ 検 査 旅 費	3. 外国への出張及び留学等の旅費 4. 外国旅行者の死亡手当
	監査旅費	5. 受託業務のために支給する調査、試験及び研究の旅費
	監督旅費	◎国家公務員等の旅費に関する法律
	○○監督旅費	
	不服審查旅費	
	○○取締旅費	
	活動旅費	
	○○活動旅費	
	○○管理旅費	
	○ ○ 旅 費 外 国 留 学 旅 費	
	執 行 官 旅 費	
	夢 集 等 旅 費 護 送 旅 費	
	赴 任 旅 費	常勤の職員に支給する赴任旅費及び退職職員又は遺族に支給す
		る帰住旅費 ②国家公務員等の旅費に関する法律
	赴 任 帰 朝 旅 費	1. 外国への赴任及び帰朝等の旅費
	政府開発援助赴任帰	2. 外国旅行者、外国在勤者等の死亡手当
	朝旅費 航海日当食卓料	◎国家公務員等の旅費に関する法律船舶乗務員に対する航海日当、食卓料
	○○航海日当食卓料	◎国家公務員等の旅費に関する法律
	(委員等旅費) 委員(等)旅費	1. 顧問、参与の旅費
	○○委員等旅費	2. 各種委員会、審議会、協議会、調査会、評議会等の委員長、
	講師 (等) 旅費 ○ ○ 生 旅 費	委員、幹事、評議員、調査員、書記等の出席、調査等の旅費 3. 日本学術会議、日本芸術院及び日本学士院の会員の出席、
	○	3. 日本子州会議、日本会州院及び日本子工院の会員の田席、 調査等の旅費
		4. 裁判官訴追委員会の委員及び裁判官弾劾裁判所の裁判員の ※ 素
		旅費 5. 検察審査員、補充員及び審査補助員の旅費
		6. 司法修習生、司法警察職員修習生、講習生、研究生、学生
<u></u>		及び生徒の旅費

目 番号	目	説明
		7. 国選弁護人等の旅費
		8. 外国人招へい等の旅費
		等非常勤職員及び部外者に対する旅費
		◎国家公務員等の旅費に関する法律
		◎民事訴訟法 第92条の5第4項・279条第5項
		○専門委員規則 第7条
		○司法委員規則 第6・7条
		◎労働組合法 第19条の8・19条の10
		○労働組合法施行令 第23条・23条の 2
		◎労働関係調整法 第8条の2・14条の2
		○労働関係調整法施行令 第1条の5・6条の2
		◎行政執行法人の労働関係に関する法律 第26・29条
		○行政執行法人の労働関係に関する法律施行令 第14条
		◎労働審判法 第9条第4項
		○労働審判員規則 第7条
		◎検察審査会法 第29条・39条の4
		○検察審査員等の旅費、日当及び宿泊料を定める政令
		◎裁判官弾劾法 第11条の2・29条の2
		◎人事訴訟法 第9条第5項
		◎家事事件手続法 第40条第7項
		○参与員規則 第5・6条
		◎民事調停法 第10条・23条の 5
		◎家事事件手続法 第249条第2項・251条第5項
		○民事調停委員及び家事調停委員規則 第7条
		○民事調停官及び家事調停官規則 第5条
		◎刑事訴訟法 第38条第2項
		◎刑事訴訟費用等に関する法律 第8条
		○刑事の手続における証人等に対する給付に関する規則
		第5条
		◎少年法 第22条の3第4項・30条の2
		○少年法による調査及び観察のための援助費用に関する規
		則
		◎人身保護法 第14条第3項
		○人身保護法による国選代理人の旅費等に関する規則
		◎旧罹災都市借地借家臨時処理法 第22条
		◎借地借家法 第47条第3項
		○鑑定委員規則 第6~8条
		◎心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び 網索符に関する法律、第2名第2章 15名第4章 20名第
		観察等に関する法律 第6条第3項・15条第4項・30条第
		5項・77条第4項
		○心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及
		び観察等に関する法律による審判の手続等に関する規則 第 G ・ 15 条
		第6・15条
		◎裁判員の参加する刑事裁判に関する法律 第11条・29条第

目 番号	目	説明
留り		2項・97条第5項
		○裁判員の参加する刑事裁判に関する規則 第6~9条
	 (特 殊 旅 費)	○ 数刊貝の参加する刑事数刊に関する処別 第 0 5 5 未
	(付	 1. 裁判、検察、警察、刑務所、海上保安関係の被告人、被疑
		1. 裁判、候祭、書祭、刑務別、海上床女関係の被言人、被疑者、受刑者、被収容者等の旅費及び帰住の旅費並びに参考人、
	参考人(等)旅費	
	被収容者旅費	証人の出頭旅費
	帰 住 旅 費	2. 委員会等の証人、参考人、公述人、鑑定人等の出頭旅費
	○○派遣旅費	3. 国立ハンセン病療養所等における入所者の転送等旅費
	○ ○ 旅 費	4. 労働者災害補償保険法に基づくアフターケアの通院等に要
		する旅費
		5. 自衛隊における退職者、遺族及び不採用者の帰住旅費並び
		に予備自衛官、即応予備自衛官及び予備自衛官補の招集旅費
		6. 在外公館に勤務する職員等の出張旅費
		7. 在外教育施設への派遣教員等に対する赴任、帰国等の旅費
		8. 外国へ派遣する留学生、文化人等に対する旅費
		等部外者等に対する旅費
		◎国家公務員等の旅費に関する法律◎議院に出頭する証人等の旅費及び日当に関する法律
		○議院に出頭する証人等の旅費及び日当に関する伝律 ○議院に出頭する証人等の旅費及び日当支給規程 第2・
		○ 議院に山頭りる証八寺の旅貨及びロヨ文和別任 第2・ 3条
		○ 表 ○ 裁判官弾劾法 第11条第4項・30条
		◎民事訴訟費用等に関する法律 第18・19・21~25条
		○民事訴訟費用等に関する規則 第6~8条
		◎特許法 第105条の2の9
		◎刑事訴訟法 第164・173・178条
		◎刑事訴訟費用等に関する法律 第3~6条
		○刑事の手続における証人等に対する給付に関する規則
		第 $2\sim4$ 条
		◎検察審査会法 第39条
		○検察審査員等の旅費、日当及び宿泊料を定める政令
		◎少年法 第30条
		◎検察官の取り調べた者等に対する旅費、日当、宿泊料等支
		給法
		◎私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律 第75条
		○私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の調査
		手続における参考人及び鑑定人の旅費及び手当に関する
		政令
		◎金融商品取引法 第185条の19・191条
		○金融商品取引法の審判手続等における参考人及び鑑定人
		の旅費及び手当に関する政令
		○金融商品取引業等に関する内閣府令 第347条
		◎公認会計士法 第33条第2項・34条の64
		○公認会計士法施行令 第3条
		○公認会計士法の審判手続における参考人及び鑑定人の旅

目 番号	目	説明
	運船○○医○検試○○医○被○○*流*手○勝象専等製査管運療医服被買務数手搬象専等製査管運療医服被買務数手通用借保造材品理営療服と取取 数	しないもの及び器具機械として整理し難いものの代価 (3) 飼育動物の飼料の代価 3. 被 服 費 (1) 国会の衛視長、衛視副長及び衛視に貸与する被服の代価 (2) 自衛官等に給与又は貸与する被服の代価 (3) 刑務所等の刑務官等、教官及び警察官(警部以上は初任の際に限る。)に給与又は貸与する被服の代価 (4) 刑務所被収容者等の着用する被服の代価 (5) その他予算に基づいて給与又は貸与する被服の代価 ① 各省各庁官署の守衛、船員等に対するもの ② 税関、検疫所、海上保安庁等の職員に対するもの ③ 病院等の医師、看護師等及び看護師養成所等の生徒に対するもの ④ 病院の患者に対するもの ⑤ その他予算に定めるもの ⑤国家公務員法の規定が適用せられるまでの官吏の任免等に関する法律 ◎特別職の職員の給与に関する法律 第11条
	○ ○ 買 上 費 ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ 数 料	⑤ その他予算に定めるもの◎国家公務員法の規定が適用せられるまでの官吏の任免等に関する法律
		(1) 図書、文書、議案、図面、罫紙類、諸帳簿、パンフレット等の印刷代(用紙代を含む。)(2) 図書、雑誌、書類、伝票、帳簿等の製本代、表装代5. 通信運搬費(1) 郵便料、電話料及びデータ通信料(電信電話架設料、電

目 番号	目	説明
		話加入料等を含む。)
		(2) 事務用、事業用等の諸物品の荷造り費及び運賃
		(3) 近距離の乗船及び乗車の回数券等
		(4) 有料道路の通行料
		6. 光熱水料
		電気料、水道料、ガス料及びその計器使用料
		7. 借料及び損料
		器具機械借料及び損料、会場借料、物品等使用料及び損料、
		車輌等の借上げ、駐車料等
		8. 会 議 費
		会議用及び式日用の茶菓弁当等の代価
		9. 賃 金
		3. 貝
		ず物価の寺の早紀方物に成りる石(旭成員関係を除く。)に対する賃金
		10. 保 険 料
		(1) 社会保険料
		① 健康保険料
		② 厚生年金保険料
		③ 船員保険料
		(4) 労働保険料
		⑤ 介護保険料
		(2) 運送保険料
		(3) 火災保険料
		(4) 自動車損害賠償責任保険料
		11. 子ども・子育て拠出金
		□ ○子ども・子育て支援法
		12. 自動車交換差金
		12. 日勤年又快左立 国の所有に属する自動車等の交換に要する差金
		◎国の所有に属する自動車等の交換に関する法律
		13. 雑役務費
		(1) 倉庫料、証券保管料等
		(2) 器具機械等の修繕料、各種保守料及びクリーニング料
		(3) 事務及び事業上の新聞その他広告料
		(4) 速記料、翻訳料及び通訳料
		(5) 警備保安業務料、自動車運行管理業務料、電話交換業務
		料、物品取扱手数料、計器類検定料、鑑定料、設計料、試
		一种、初品取扱于数件、品益類便定件、温定件、設計件、路 験料、運用手数料、加工手数料、集荷手数料、国債事務取
		被件、
		(6) 授業料
		(7) 印紙、貨幣等の製造費
		(8) テレビ受信料、清掃料、動物治療費、種付料、樹木手入
		(6) プレビ交信枠、肩備枠、動物石原質、種竹枠、樹木子八 料、ガラス入替費及びペンキ途替費
		(9) 電気、電話、水道、ガス等の新増設、修繕工事費、配線
		模様替工事及び引込線工事費

目 番号	Ħ	説明
ET (7)	船 借 料 料 性 化 (建物)借料 性 化 (建物)等件 化 企 外 平 的 是 的 一 是 的 一 是 的 一 是 的 一 是 的 一 是 的 一 是 是 的 一 是 是 的 一 是 是 是 一 是 是 是 是	(10) 事務効率化等のためのシステム開発・運用の請負費 (11) 畳、建具その他物品等の製造、加工、試作等の請負費 (12) 建物、工作物の撤去作業及び整地作業の請負費 (13) 式場、会場等仮設の請負費 (14) 農業水利、下水道受益者負担金、その他工事等の負担金 14. 自動車維持費 自動車用の燃料の代価(各種燃料油等)、自動車修繕料、車検代、その他自動車用の消耗品の代価 15. 燃料費 庁用、事務用(試験、研究、検査、検定、実験、実習等)、医療用、船舶用等の燃料の代価(各種燃料油等) 16. 職員厚生経費 健康診断、心の健康づくり、表彰、レクリエーション(特殊な勤務環境下にある一部の自衛官に限る。)の各経費等船舶、航空機の借上料 土地、建物の借上料 土地、建物の借上料
	招へい外国人滞在費 政府開発援助招へい 外国人滞在費 〇 紹 へ い 費 各 所 修 繕 政府開発援助各所修 繕	招へい外国人の宿泊費、交通費等 建物、工作物等の修繕費等
	○ 修理費搜查費○ 活動費	警察官、証券取引等監視委員会職員、財務局職員、税関職員、 税務職員及び海上保安官の捜査費 1.衆議院及び参議院の国政調査活動費
	〇 〇 食 糧 費	2. 会計検査院の会計検査活動費 3. 拉致問題対策情報収集等活動費、国家安全保障政策活動費 及び国際テロ情報収集等活動費 4. 公安調査官、麻薬取締官等の調査等活動費 5. 防衛省の情報収集等活動費 1. 身柄拘束者食料 2. 刑務所等被収容者等の食料 ②刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律 第40・ 186・245条 ②少年院法 第60条

目 番号	目	説明
6万	糧 食 費	 ◎少年鑑別所法 第41条 ◎出入国管理及び難民認定法 第61条の7 3.病院等の患者等の食料 4.国立更生援護機関の入所者等の食料 5.検疫所停留者及び海上災害被救助者等の食料 1.防衛省の職員の給与等に関する法律第20条により隊員に対して支給される場合の基本糧食の代価 2.自衛隊法第77条の3第2項、第84条の5第2項、第100条の6第2項、第100条の8第2項、第100条の10第2項、第100条の12第2項、第100条の14第2項、第100条の16第2項、第116条の2及び自衛隊法施行令第126条の6により隊員以外の者に支給される基本糧食の代価 3.非常備蓄用の糧食の代価及び詰合せ食の梱包材料代並びに雑役務費 4.演習、出動、週番勤務、警衛勤務等、航空機夜間整備、航空機搭乗等の場合における加給食の代価 5.自衛隊の病院において、自衛官、自衛官候補生、防衛大学校又は防衛医科大学校の学生、陸上自衛隊高等工科学校の生
	招 宴 費特別送達料議員特殊乗車券等購入費教科書購入費	徒、予備自衛官、即応予備自衛官及び予備自衛官補以外の者に給する患者食の代価 皇室の招宴接待費 裁判所において郵便法第49条に規定する特別送達に伴う郵便料 国会議員に交付する特殊乗車券等を購入する経費 ⑥国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律 第10条 義務教育諸学校の設置者が児童及び生徒にその使用する教科用 図書を給与するため、国が設置者に対し給付する等のためこれを購入する代価 ⑥義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律 第 3・5条 日本国政府が招致した国費外国人留学生に対し、教育に関する
	政府開発援助外国人留学生教育費駐留軍等労働者福利費引揚者援護費	役務を提供する公私立大学等への対価 駐留軍等労働者に係る社会保険料等 1. 引揚者に係る輸送費、宿泊料及び食費 2. 一時帰国者に係る輸送費及び宿泊料 ◎中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第6・18条 ○中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行規則 3. 一時帰国者等の肉親捜しに係る調査費等 4. 戸籍取得援護費用

目 番号	目	説明
	民間資金等活用事業 調查費 公共施設等維持管理 運営費 政府開発援助公共施 設等維持管理運営費	5. 永住帰国した中国残留邦人等に対する一時金支給事務費等 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法 律に基づく民間資金等を活用した公共施設等の調査の代価 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法 律に基づく民間資金等を活用した公共施設等の維持管理及び運 営の代価
	官民区分所有施設維 持管理運営費 自 動 車 重 量 税	官民区分所有施設の維持管理運営を行う管理組合への支払いに 要する経費
	· 消 費 税	消費税及び地方消費税
	食糧買入費	食料安定供給特別会計において買い入れる米、食糧麦及び輸入 飼料の対価
	○ ○ 事 業 費	 装備品安定製造等確保事業に必要な経費 ◎防衛省が調達する装備品等の開発及び生産のための基盤の強化に関する法律(仮称) 第7条 エネルギー対策特別会計における国家備蓄石油の取得及び
		譲渡しに必要な経費 ○石油の備蓄の確保等に関する法律 第3・30・31条 3. 東日本大震災復興特別会計における放射性物質に汚染され
		た災害廃棄物処理の迅速な実施に必要な経費 ◎平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う 原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法 第15・19条
		4. 東日本大震災復興特別会計における認定特定復興再生拠点 区域の土壌等の除染等の措置、除去土壌の処理及び廃棄物の 処理に必要な経費
10	原材料費	◎福島復興再生特別措置法 第17条の17刑務所等の作業において売払製品等を製造するための諸材料の 代価
	義肢製作原材料費	国立障害者リハビリテーションセンターにおいて売払製品を製作するための諸材料の代価
11	立法事務費	衆議院及び参議院における各会派に対して交付する立法事務費 ◎国会における各会派に対する立法事務費の交付に関する法 律 第1・3条
14	〇 〇 委 託 費	国の事務、事業、調査、試験研究等を委託する経費
15	〔施設費の類〕	
	施設整備費	1. 建物、工作物、船舶、浮さん橋及び航空機並びにこれらの 従物の新営、建造、改修等
	特定施設整備費	促物の利呂、建垣、以修寺 2. 国が国以外の者から委託を受けて行う工事直接経費
	○ ○ 施 設 費	3. 土地、建物の購入費及びその従物購入費

目 番号	目	説明
	道路附属物等復旧費合同宿舎施設改修費 〇 費 船 舶 建 造 費 艦 艇 建 造 費 不 動 産 購 入 費	4. 機械、船舶、航空機等の購入費 5. 特定国有財産整備計画の実施により取得すべき庁舎その他 の施設の用に供する国有財産の取得に要する経費
	航空機購入費換地清算金	1. 土地区画整理法第110条に基づく清算金 2. 土地改良法第89条の2第10項で準用する同法第54条の3に 基づく清算金
16	[補 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	1. 国が国以外のものの行う事務又は事業に対し、法令又は予算に基づいて補助金、負担金、交付金等として財政上の援助を与える経費 2. 法令又は予算に定める利子補給金等
	○ ○ 分 担 金 ○ ○ 拠 出 金 · 通告書送付費支出金	国際条約等に基づく各種の国際分担金 国際連合関係機関及びその他の国際機関等が行う事業に対する 拠出金 道路交通法に基づく支出金 ②道路交通法 附則第19条
17	交 際 費 ○ ○ 交 際 費	儀礼的、社交的な意味で部外者に対し支出する一方的、贈与的な性質を有する経費
18	 〔賠償償還及び払戻金の類〕 賠償償還及払戻金 ○ 弁 償 金 払 戻 金 旧外地特別会計承継債務払戻金 ○ 見 舞 金 貨幣交換差減補塡金 	1. 国家賠償法に基づく賠償金 2. 政府契約の支払遅延防止等に関する法律に基づく賠償金 3. 国又は国の委任を受けたものの不法行為及び債務不履行その他権利侵害の結果その被害者に対する賠償金(民法 第415・709条) 4. 行政相談委員、保護司及び人権擁護委員の実費弁償金並びに都道府県警察留置人に対する経費の立替金等の弁償金 5. 損害賠償の性質を有する見舞金 6. 小切手支払未済金(予算決算及び会計令 第63条)、特殊債務等の償還金(費) 7. 亡失金、事故欠損金等の補塡金 8. その他過誤納等諸払戻金 外貨の売却及び外貨送金取組みによって生じた差減に対する補
	* 売却及償還差額補塡 金	塡金 公債等の売却及び償還によって生じた差減に対する補塡金

目 番号	目	説明
ш.у	賞 還 差 額 補 塡 金	外債の償還によって生じた差減に対する補塡金
	支 払 利 子	一時的に借り入れた外貨に対する利子の支払
		スワップ取引に係る利子の支払
	* 預 託 金 利 子	
	* 債 務 償 還 費	
	利子及割引料	
	精 算 還 付 金	
10	保険料返還金	
19	[保証金の類]	日本毛沙 フルミュ の
	保 証 金 予 納 金	民事訴訟に伴うもの ②民事訴訟法 第259・403条
	1/ 税1 金	○民事訴訟伝 第259·405采 ○民事保全法 第14条
		○民事執行法 第14条 ○民事執行法 第14条
		◎民事訴訟費用等に関する法律 第12条
		◎執行官法 第15条
		◎破産法 第23条
20	〔補償金の類〕	
	○○補償金(費)	1. 国又は国の委任を受けたものの適正な権限行使の結果、国
		以外のものに損害を与えた場合に、その被害者に対して行う
		金銭上の給付
		2. 国以外の者が国の命令に基づく行為によって損失を蒙った
		際、国とその者との契約によって、国の行う損失補塡
		(例)刑事補償金、移転等補償金、離作等補償金、文化財保護補 償金、保安林及保安施設地区補償金、支障物件補償金等
	納入出版物代償金	国立国会図書館に出版物を納入した国、地方公共団体及び独立
		行政法人等以外の発行者に対して、当該出版物の出版及び納入
		に通常要すべき費用に相当する金額を代償金として交付するた
		めの経費
		◎国立国会図書館法 第25条第3項
	国有特許発明補償費	公務員がその業務範囲内において発明し国がその権利を承継し
		た場合その発明に対する金銭上の給付
		◎特許法 第35条
21	〔年金、恩給、保険金の類〕	
	国会議員互助年金	国会議員の退職により支給する互助年金(普通退職年金、公務
		傷病年金、遺族扶助年金)及び互助一時金(退職一時金、遺族 一時金)
		○旧国会議員互助年金法 ○□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□
		◎国会議員互助年金法を廃止する法律
	文官等恩給費	1. 文官、旧軍人及び警察監獄職員等に支給される普通恩給、
	旧軍人遺族等恩給費	増加恩給、傷病年金、一時金並びに遺族に支給する扶助料、
		一時金
		2. 執行官法により執行官に支給する恩給
		3. 元南西諸島官公署職員等の身分、恩給等の特別措置に関す
		る法律により元南西諸島官公署職員等に支給する恩給

目 番号	目	説明
		4. 国が私法上の契約により外国人に支給する恩給
		◎恩給法
	文化功労者年金	文化功労者に支給する年金
		◎文化功労者年金法 第3条
		○文化功労者年金法施行令
		○文化功労者年金法施行規則
	児童扶養手当給付費	生別母子世帯等の児童を監護又は養育する者に対して支給する
		児童扶養手当
		◎児童扶養手当法
	特別児童扶養手当給	精神又は身体に重度の障害を有する児童等を監護又は養育する
	付費	者に対して支給する特別児童扶養手当
	F A 11 Y + 1 1 7 (A 11	◎特別児童扶養手当等の支給に関する法律
	年金生活者支援給付 金給付費	年金生活者支援給付金の支給に関する法律に基づく年金生活者 支援給付金
	並和的負 	文仮和刊並 ◎年金生活者支援給付金の支給に関する法律 第 2 · 10 · 15 ·
		②中並生佔有文後福刊並の文福に関する法律 第2・10・15・ 20・26条
	 遺 族 等 年 金	戦傷病者戦没者遺族等援護法に基づく障害年金、遺族年金及び
		遺族給与金並びに遺族一時金及び障害一時金
		(1) 軍人、軍属及び準軍属であった者で在職期間内に公務上
		負傷し、又は疾病にかかった者に対して、その障害の程度
		に応じて支給する障害年金及び障害一時金
		(2) 公務上負傷し、又は疾病にかかり、これにより死亡した
		軍人、軍属及び準軍属の遺族に支給する遺族年金、遺族給
		与金及び遺族一時金
		◎戦傷病者戦没者遺族等援護法 第7・23条
		◎戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律(昭
		和52年法律第45号) 附則第4条
		◎旧軍人等の遺族に対する恩給等の特例に関する法律 第2
	*	条
	· 保	
	* 再 保 険 金	
	再保険金及保険金	
	失業等給付金	雇用保険法に基づく失業等給付
	* 15 /1 /16 // /1 /	◎雇用保険法 第10条
	育児休業給付金	雇用保険法に基づく育児休業給付
	*	◎雇用保険法 第61条の6第1項
	保 険 給 付 費 ○○年金給付費	
	○ ○ 年 筮 絽 刊 貧 福 祉 年 金 給 付 費	国民年金法に基づいて支給される老齢福祉年金
	油 14	◎国民年金法等の一部を改正する法律(昭和60年法律第34号)
		附則第32条
	*	◎国民年金法(昭和60年改正前) 第79条の2・80条
	特別障害給付金給付	障害基礎年金等の受給権を有していない障害者に対し支給する
	費	特別障害給付金

目 番号	目	説明
22	* 自動車損害賠償保障 金 〔他会計への繰入〕	◎特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律第3条 自動車のひき逃げ事故等による被害者に支払う自動車損害賠償保障金◎自動車損害賠償保障法第72条第1項
55	○会計へ繰入 ○会計へ繰入 ○資金へ繰入 -* ○勘定へ繰入 -* 土地改良事業費負担 金収入繰入 -* 支払調整金繰入	年金特別会計において、勘定間の年金の支払調整のための繰入
23	[貸付金]	れ にあいて、 國足間の中並の文括調査のための無人
23	○○貸付金	
	海外邦人帰国費等貸出金	生活困窮者等で自己の負担において帰国することができない者に対する帰国の旅費等に貸付 ②国の援助等を必要とする帰国者に関する領事官の職務等に 関する法律 第2・3・6条
	海外邦人援護短期貸 出金	海外において邦人が盗難等により、所持金を失い、金銭の調達 が不可能となった者に対して短期的に援護するための貸出金
	貸費生貸与金	学校教育法に規定する大学の医学部、歯学部、工学部等において医学、歯学、工学等を専攻する学生で将来自衛隊、矯正施設に勤務しようとする者に対し貸与する修学資金
	修習資金貸与金	司法修習生に対し貸与する修習資金 ◎裁判所法 第67条の3 ○司法修習生の修習専念資金の貸与等に関する規則
24	* 出 資 金 〇 O 出 資 金	○ 71四回日、1四日、1四日、1四日、1四日、1四日、1四日、1四日、1四日、1四日、1四
25	供託金利子	供託法第3条による供託金の利息 ②供託法 第3条 ○供託規則 第33条

(2) 令和5年度公共事業関係費予算の目及び目の細分表

- 1 この表でいう公共事業関係費の予算の目とは、目番号00の目である。
- 2 説明については、特別なもの以外は一般の科目説明参照のこと。
- 3 説明欄に記載している法律名、条項等については、改正等により異同を生ずる場合がある。

ы		
目 番号	目	説明
	○ ○ 事 業 費	
	〇 〇 改 修 費	
	○ 整備費	
	○ ○ 建 設 費	
	○ 復 旧 費	
	○	
	治山事業費	
	海岸保全施設整備	
	事業費	
	道路交通円滑化事	
	業費	
	港湾改修費	
	特定漁港漁場整備	
	費	
	空港整備事業費	
	かんがい排水事業	
	費 港湾作業船整備費	
	水産基盤整備作業	
	船整備費	
	河川等災害復旧費	
	河川維持修繕費	
	(目の細分) 工 事 費	諸 資 材 費
		工事用の鋼材、セメント、木材等の資材費並びに工事に直接
		必要な燃料の代価、光熱及び水料、消耗品及び消耗器材費。例
		えば石炭、燃料油及びアルコール類、動力費、電気料、水道料、
		ガス料及びその計器使用料(現場事務所等において事務用に供
		する消耗器材費等を除く。)
		請負費
		工事請負費(測量設計費で支弁すべき請負費を除く。) ○○工事費負担金
		□○○工事賃負担金 工事に直接必要な電気、電話、水道、排水等の新設、増設、
		工事に直接必要な電気、電品、小道、肝が守めが散、増散、 配線模様替工事費、引込線工事費及び電話架設費の負担金(営
		善費及び宿舎費で支弁すべき上記工事費負担金を除く。)
		運搬費
		工事用諸資材の荷造費、運賃、運搬費並びに工事に直接必要
		な稼動中の機械等の小修理及び工事現場間の移動のための運搬

目 番号	目	説明
		費(船舶又は機械器具費で支弁すべき運搬費を除く。) 借料及保管料 工事用の諸資材料置場等の借料及諸資材料の保管料 ○○委託費 国が直轄して施行する工事で工事の一部等を委託する経費 (測量設計費で支弁すべき委託費を除く。) (注) 1. 堰堤維持費、河川維持修繕費及び道路維持管理費 の(目)で支弁される経費のうち、ダム管理事務所 等の整地又は施設の改良等については、工事費の 「目の細分」で整理することができる。 2. (項)エネルギー・鉄鋼港湾施設工事費について は、「目の細分」測量設計費、船舶及機械器具費で 細分される経費は、工事費の「目の細分」で整理す
	(目の細分) 測量設計費	個別事業(事業採択前を含む。) 実施にかかわる測量、試験、 観測、設計、点検、調査を請負に付するための経費 ○○委託費 個別事業(事業採択前を含む。) 実施にかかわる測量、試験、
	(目の細分) 用地費及補償費	親測、設計、点検、調査を委託する経費 用 地 費 国が直轄施行する工事の用に供するため取得する土地の購入 費 (現場事務所、宿舎等の敷地購入を除く。) 無体財産権購入費 補 償 金 補償工事費 1. 国が補償金に代えて直接施行する補償のための工事費 (例 えば直轄で移転を施行する場合等)。費目の整理区分は「目 の細分」工事費の説明を準用 2. 国の用地費又は補償金に代えて提供する替地の購入費 3. 仮住居等の取得のための経費 ②公共用地の取得に関する特別措置法 第23・29条 土地区画整理事業等負担金 直轄公共事業に必要な用地を土地区画整理事業等の施行者に対するその事業費の負担金 換地清算金 土地改良法に基づいて行う換地処分を伴う国の直轄事業において、新規土地改良施設の用地を換地処分によって取得するために支払う清算金 ②土地改良法 第53の3・54の3・89条の2第3・10項 補償工事の代替措置に係る費用の負担 国が直轄施行するダム建設工事に伴う道路の付替工事に代えて、その費用の範囲内で地方公共団体等がダム周辺の山林保全を行うための当該山林の取得及び管理に係る費用を国が負担す

目 番号	目	説明
	(目の細分) 船舶及機械器具 費	工事、測量設計に直接必要な船舶、機械、器具の購入費(備付費を含む。)及び建造、補修費(請負を含む。)、借料、損料、保守点検費(現場事務所等において事務用に供する機械器具等
		を除く。)保管料 運 搬 費 機械等の輸送に直接必要な運搬費 1.購入機械等、製造機械等を現場事務所等へ輸送する運搬費 2.機械等を修理又は改造のため現場事務所等と工作工場又は 民間工場間を輸送する運搬費 3.機械等を異なる現場事務所等又は地方整備局等ブロック官 庁間を輸送する運搬費
	(目の細分) 附帯工事費	附帯工事費 国が直轄で施行する工事により必要を生じた他の工事を国が 直接施行する工事費(例えば河川法第19条、道路法第23条、海 岸法第17条)。費目の整理区分は「目の細分」工事費の説明を準 用 附帯工事費負担金
	(目の細分) ○○事業委託費 (目の細分) 換地計画委託費 (目の細分) 事業車両費	河川工事等に伴い必要が生じた水門工事等の工事費負担金 河川環境管理事業等を委託する経費 換地計画の作成を委託する経費 車両の購入費、補修費、自動車交換差金等(公用車(運転手付きで専ら人の移動用の庁用乗用自動車)及び業務用車(公用車以外の車両のうち3,5,7ナンバーの車両)を除く。)
	(目の細分) 航 空 機 費	備 品 費 借料及び損料 保 険 料 自動車交換差金 雑 役 務 費 自動車維持費 公共施設等の維持管理に直接必要な航空機の購入費(備付費を
	営繕宿舎費○○営繕宿舎費	会む。)、補修費、保守点検費、保管料、保険料、駐機場での 待機費(操縦士、整備士)
	(例) 治水営繕宿舎費(目の細分) 営 繕 費	営 繕 費 工事実施のため直接必要な現場事務所等(ダム管理事務所等を含む。)の新営費、補修費、購入費、補償金、借上料、敷地購入費、換地清算金及び敷地借上料(宿舎等の新営費等を除く。) 〔各所修繕費(例えば現場事務所等の羽目板、床板、窓枠の補修、ガラス入替え及び模様替等)を除く。〕 (注)国が直轄して施行する工事で、維持管理上必要な施設

目 番号	目	説明
	(目の細分) 宿 舎 費	であり設計書上本体工事の一部分を形成しているものの 新営費については「目の細分」工事費で整理すること。 〇〇工事費負担金 工事実施のため直接必要な現場事務所等の新営、補修等に附 帯する電気、電話、水道、ガス、排水の新設、増設等の工事費 負担金 宿 舎 費 工事関係職員等の宿舎等の新営費、補修費、購入費、補償金、 借上料、敷地購入費、換地清算金及び敷地借上料(各所修繕費 を除く。) 〇〇工事費負担金
	○ ○ 調 査 費 (例) 河川事業調査費	宿舎等の新営、補修等に附帯する電気、電話、水道、ガス、 排水の新設、増設等の工事費負担金
	道路調査費 港湾事業調査費 (目の細分) ○ ○ 委託費	政策の企画立案に活用することを目的とした調査研究及び調査
	(目の細分) 〇 費	研究に必要な試験研究施設改修等を委託する経費 工事実施のために直接必要な施行技術の確立等のための調査を 請負に付するための経費
	○事業費補助 ○改修費補助 ○整備費補助 公営住宅整備費等補助 ○費補助 ○費補助 ○負許額 ○付別の一個の一個の一個の一個の一個の一個の一個の一個の一個の一個の一個の一個の一個の	
	(目の細分) ○○事業費補助 (目の細分) ○○事業費一括 補助 (目の細分) ○○改修費補助 (目の細分) ○○整備費補助 (目の細分) ○○整備費等補	
	助 (目の細分) ○ ○ 費 補 助 (目の細分) ○○費統合補助 (目の細分) ○○費等統合補 助 (目の細分) ○○費負担金	

目 番号	目	説明
	(例) 高潮対策費補助	海岸法第27条に基づき海岸管理者の施行する海岸保全施設の 新設及び改良に対して補助する経費
	一般国道事業費補 助 地方港湾改修費補 助 指導監督事務費補 助	道路法第50条に基づき都道府県の施行する新設又は改築事業に対して補助する経費 港湾法第43条に基づき港湾管理者の施行する港湾施設整備に対して補助する経費 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第26条及び同法施行令第17条第1項に基づき補助金等の交付に関する事務の一部を都道府県に委任する事務費補助
	 ○ 調査費補助 (例) 道路調査費補助 (目の細分) ○ 調査費補助 ○ 補助率差額 (例) 後進地域特例法適用団体等補助率差額 ○ 交付金 (例) 地方創生整備推進 	o peninal of the man
	(例) 地方創生整備推進交付金 (目の細分) ○ ○ 交付金 (例) 地方創生道整備推進交付金 地方創生活水処理 地方創生汚水処理 施設整備推進交付金 地方創生港整備推進交付金 指導監督交付金	地域再生法第13条第1項に基づき地方公共団体が施行する地域再生計画に基づく施設(同法第5条第4項第1号ロ(1)に定める施設に限る。)の道整備に対する経費地域再生法第13条第1項に基づき地方公共団体が施行する地域再生計画に基づく施設(同法第5条第4項第1号ロ(2)に定める施設に限る。)の汚水処理施設整備に対する経費地域再生法第13条第1項に基づき地方公共団体が施行する地域再生計画に基づく施設(同法第5条第4項第1号ロ(3)に定める施設に限る。)の港整備に対する経費補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第26条及び
	指導監督父付金 (目の細分)後進地域特例法 適用団体等国費 率差額 民間都市開発推進機 構補給金 〇 会計へ繰入 〇 貸付金 〇 出資金	補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第26条及び 同法施行令第17条第1項に基づき交付金の交付に関する事務の 一部を都道府県に委任する指導監督交付金

(3) 主な改正

(1) 目の区分表

目番号	目	説明
05	短時間勤務職員給与 05-00 定年前再任用短時間勤務職員給与 間勤務職員給与	
	05-01 暫定再任用短時間 勤務職員給与	(目の細分の名称変更) 従来の目の名称は、再任用短時間勤務職員給与
08	議員調査研究広報 滞在費	(目の名称変更) 従来の目の名称は、議員文書通信交通滞在費
17	○○交際費	(目の名称変更) 従来の目の名称は、政府開発援助交際費
21	自動車損害賠償保 障金	(目の名称変更) 従来の目の名称は、保障金